369,200	322,600	299,400	276,100	252,800		
388,200	339,100	314,500	290,000	265,500		
426,500	381,700	359,200	336,800	314,400		
423,200	373,400	348,600	323,700	298,800	」	
	490,000	480,100	452,400	406,300	360,200	314,100	277,200	258,800
240,300	221,900	」を「イスタンブール			450,000	433,600	409,000	368,000
327,000	286,000	253,200	236,800	220,400	204,000	」に改める。		

に改め、同表中東の項中「イスタンブール

附　則

この政令は、平成三十年十一月一日から施行する。

外務大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四号

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令（平成七年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

「松江市」を「松江市　山形市　福井市　甲府市　寝屋川市」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五号

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年十月三十一日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

省　令

○外務省令第十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

外務大臣　河野　太郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。